

令和6年度決算健全化判断比率等について

1 概 要

健全化判断比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、毎年度「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の4つの指標を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。

これらの指標をもとに、地方公共団体は「健全段階」、「早期健全化段階」、「再生段階」に区分されますが、早期健全化段階では、議会の議決を経て財政健全化計画を定めることが、また、再生段階では、議会の議決と国等の協議を経て財政再生計画を定めることが義務付けられています。さらに、財政再生団体となった場合には、地方債の発行が制限されます。

この4つの指標とは別に算定する資金不足比率は、公営企業ごとに算定を行うものとされていますが、健全化判断比率と同様に、早期健全化基準を超えた場合は、早期健全化計画の策定等が義務付けられます。

これらの指標は、一般会計のほか公営企業、一部事務組合、土地開発公社、第三セクター等の経営状況等も含めた地方公共団体全体の財政状況を総合的に診断するものとなっており、指標の公表は平成19年度決算から行っています。

本市の令和6年度決算における各指標は、いずれも早期健全化基準を超えるものではなく、健全な状態です。

一般会計、下水道事業会計、病院事業会計（伊那中央行政組合）、上伊那広域連合一般会計などで地方債の残高が多いものの、令和5年度の実質公債費比率は、長野県内19市平均値と比較して低い水準になりました。

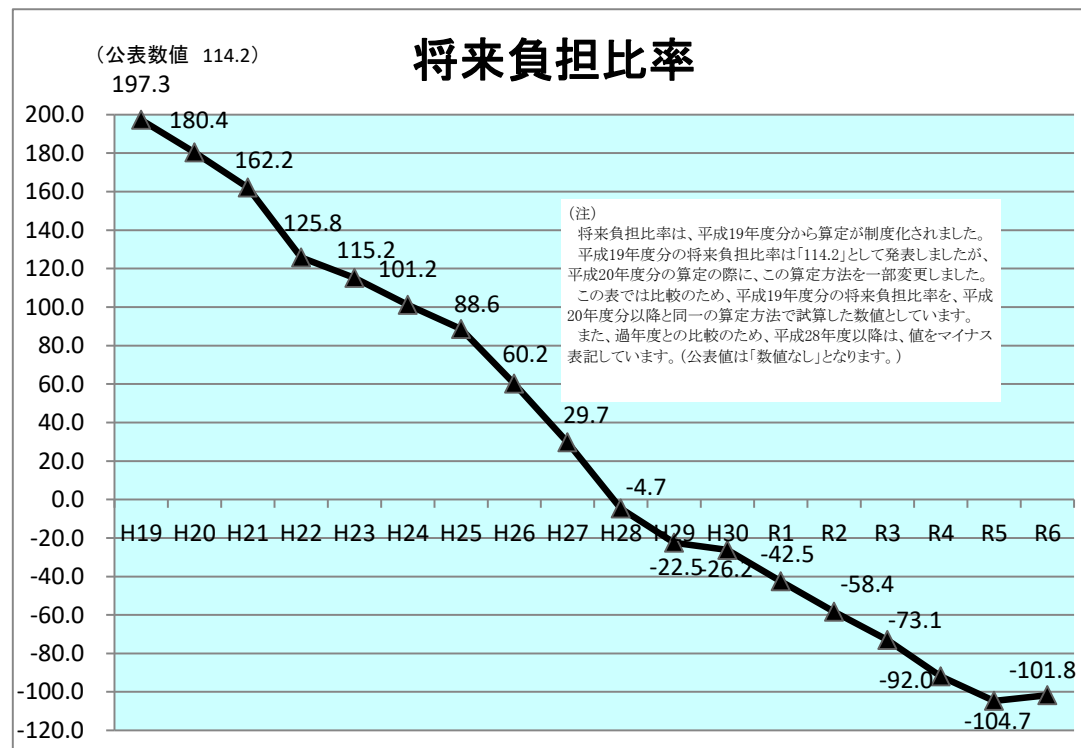
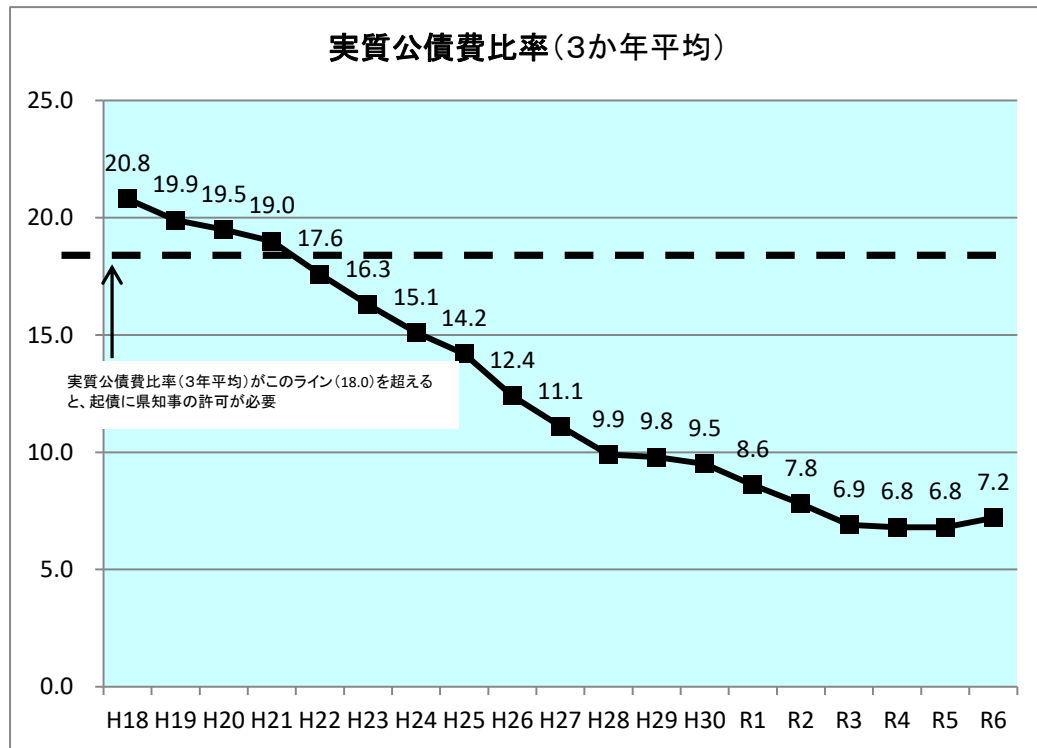
令和3年度から取り組んでいる第3次伊那市財政健全化プログラムに基づき、更なる財政健全化に向けた取組を確実に進めてまいります。

2 伊那市の指標及び説明

(単位：％)

指標名	伊那市	早期健全化 基 準	財政再生 基 準	指標の説明
健全化判断比率				
実質赤字比率	—	12.33	20.00	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
連結実質 赤字比率	—	17.33	30.00	全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率
実質公債費 比 率	7.2	25.0	35.0	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金（公営企業、一部事務組合への支出のうち公債費相当分）の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	—	350.0		一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
資金不足比率				資金の不足額の事業規模に対する比率 資金の不足額は、一般会計等の実質赤字額に相当するものとして公営企業ごとに算定した額であり、事業の規模は、料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額
上水道 事業会計	—	20.0		
下水道 事業会計	—	20.0		
自動車運送 事業会計	—	20.0		

健全化判断比率の推移



総括表③ 実質公債費比率の状況(令和6年度決算)

Ver.06.00

団体名 長野県伊那市

(単位：千円)

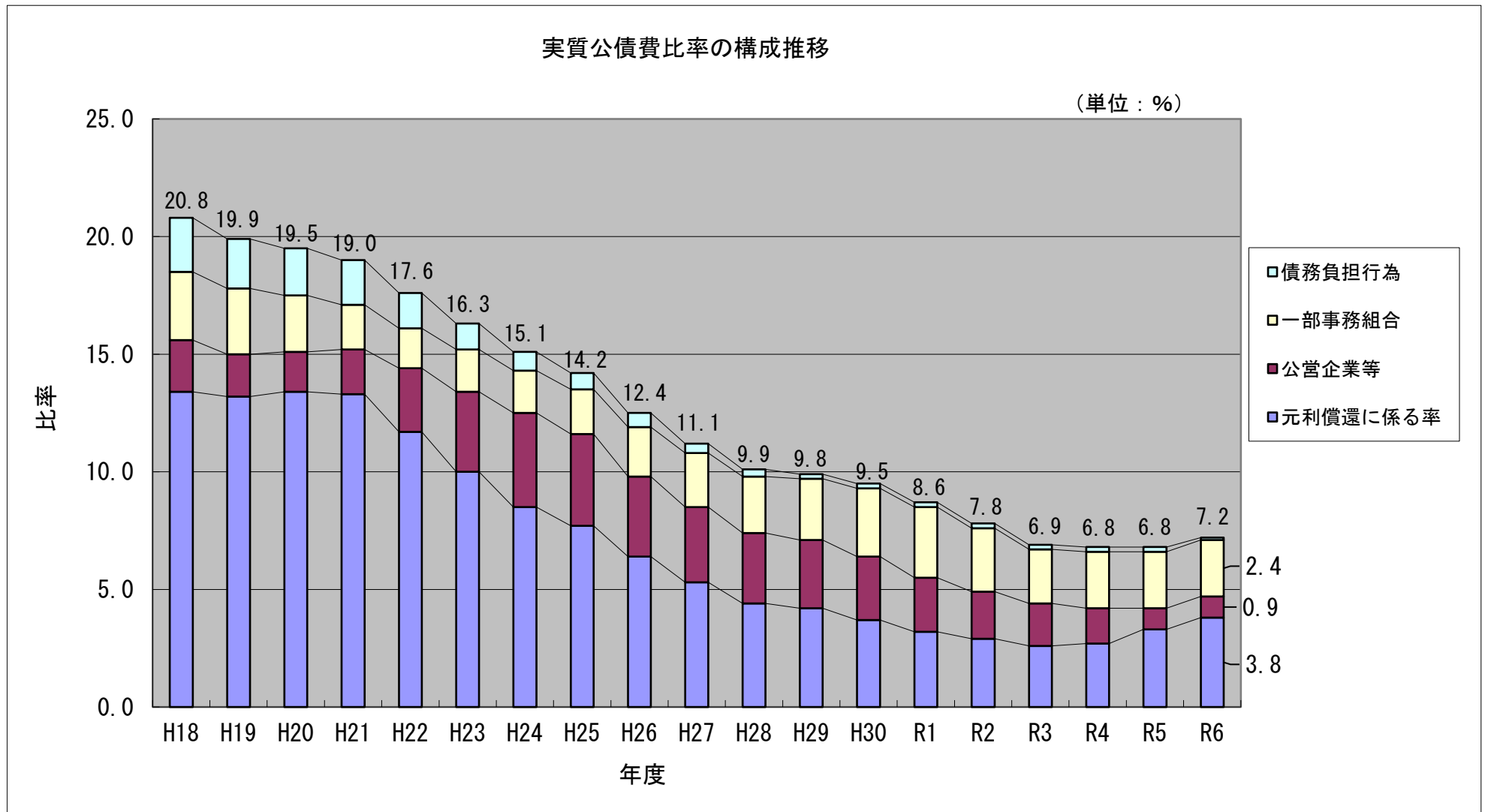
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く) (3③ A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	積立不足額を考 慮して算定した 額 (3①表 「エ」欄の数値 を転記)	満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額) (3①表 「ウ」欄の数値 を転記)	公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる 繰入金 (3②表 「合計※」欄の 数値を転記)	一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金	公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	一時借入金の利 子	特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金及び準 元利償還金(た だし、④～⑦に係 るものは、地方 債の元利償還額 を基礎として算 入されたものに 限る)
令和4年度	3,512,361			1,115,628	919,708	39,598		160,622	1,112,483	2,702,331	391,754
令和5年度	3,646,355			997,354	891,898	24,793		133,657	1,107,655	2,666,529	467,561
令和6年度	3,507,377			920,694	941,397	9,943		185,892	757,291	2,554,481	483,442

	⑫	⑬	⑭	⑮		
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債 発行可能額	地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づき総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)		
令和4年度	11,088,506	9,824,125	331,465		令和4年度	7.16128
令和5年度	11,674,190	9,818,110	146,830		令和5年度	6.81136
令和6年度	11,923,176	9,794,828	66,871		令和6年度	7.77282
						7.2

(参考)

	⑥の内訳							
	PFI事業に係る 債務負担行為に 係るもの(省令第 7条第1号)	いわゆる五省協 定により、利便 施設及び公共施 設を買い取るた めに行った債務 負担行為に係る もの(省令第7 条第2号)	国営土地改良事 業並びに独立行 政法人森林総合 研究所、独立行 政法人水資源機 構及び独立行政 法人環境再生保 全機構の行う事 業に対する負担 金(省令第7条 第3号)	地方公務員等共 済組合が建設し た職員住宅等の 無償譲渡を受け るために支払う 賃借料(省令第 7条第4号)	社会福祉法人が 施設の建設のた めに借り入れた 借入金償還に対 する補助(省令 第7条第5号)	損失補償又は保 証に係る債務の 履行に要する経 費の支出(省令 第7条第6号)	地方公共団体以 外の者の債務を 引き受けた場合 における当該債 務の履行に要す る経費の支出(省 令第7条第7号)	その他これらに 準ずると認めら れるもの(省令 第7条第8号)
令和4年度					6,107			5,683
令和5年度					6,071			4,735
令和6年度					6,032			3,911

実質公債費比率を構成する要素の推移



総括表④ 将来負担比率の状況（令和6年度決算）

Ver.06.00

団体名

長野県伊那市

将来負担額

										(単位:千円)	
地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額					連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
25,887,153	34,618	11,610,730	6,018,380	5,514,265	0	0	0	0	0	0	0
(分母比)	144	0	65	34	31						

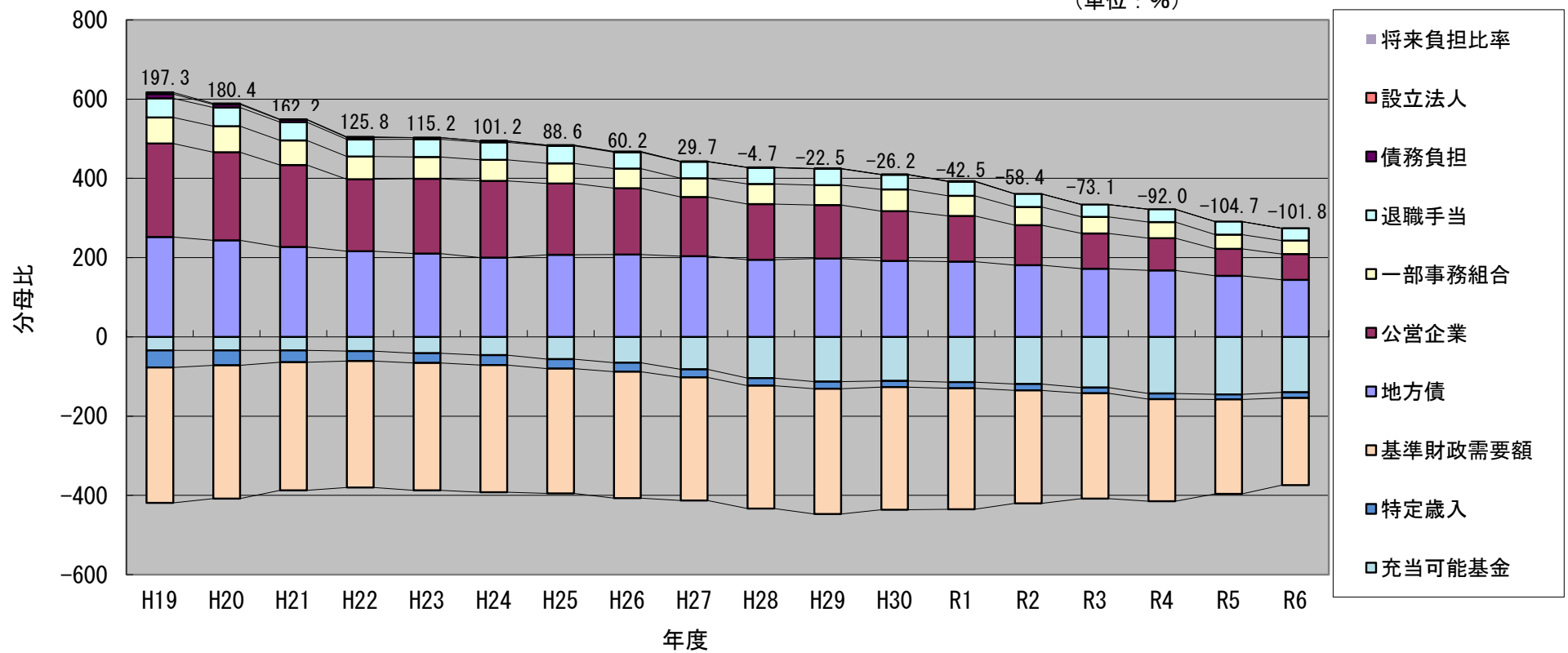
充当可能財源等

				(単位:千円)
充当可能基金	充当可能 特定歳入		基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税		
25,149,495	2,580,575	1,371,750	39,654,171	
(分母比)	140	14	8	220

将来負担額 A		充当可能財源等 B		A - B		
49,065,146	273	67,384,241	375	-18,319,095	-102	将来負担比率 (%)
						-
標準財政規模 C		算入公債費等の額 D		C - D		-101.8
21,784,875	121	3,795,214	21	17,989,661	100	

将来負担比率構成要素の推移

(単位：%)



将来負担比率の内容

(1) 将来負担額

① 地方債現在高 25,887,153 千円

一般会計等の令和7年3月31日現在の地方債残高

※一般会計等＝一般会計＋公有財産管理活用事業特別会計

② 債務負担行為に基づく支出予定額 34,618 千円

ア 上伊那福祉協会老人ホーム整備負担金

③ 公営企業債等繰入見込額（公営企業の地方債残高のうち、一般会計繰入れ見込額） 11,610,730 千円

ア 水道事業会計 851,296 千円

イ 下水道事業会計 10,754,346 千円

ウ 国民健康保険直営診療所特別会計 5,088 千円

④ 組合負担等見込額（広域連合・一部事務組合の地方債残高のうち、一般会計繰入れ見込額） 6,018,380 千円

ア 上伊那広域連合 2,258,490 千円

イ 伊那中央行政組合 3,759,890 千円

⑤ 退職手当負担見込額 5,514,265 千円

職員（一般職、特別職）が、一斉に退職した場合に支払うべき退職手当の見込額（公営企業会計対象職員を除き、上伊那広域連合及び伊那中央行政組合への伊那市負担分を含む。）

ア 一般会計等対象職員（特別職 3名、一般職 542名） 4,737,717 千円

イ 上伊那広域連合、伊那中央行政組合分 776,548 千円

(2) 充当可能財源等

① 充当可能基金（一般会計及び特別会計（企業会計を除く。）の基金残高） 25,149,495 千円

※合併特例事業債を原資に積み立てた、まちづくり基金は算定から除外されます。

② 充当可能特定歳入 2,580,575 千円

都市計画税や住宅使用料などのうち、地方債の償還等に充当すると見込まれる金額

③ 基準財政需要額算入見込額 39,654,171 千円

公債費等の将来負担額のうち、普通交付税の算定において基準財政需要額に算入されると見込まれる金額

※令和6年度に実施した主な財政健全化策

○繰上償還の実施

令和3年度に借り入れた資金を繰上償還

繰上償還額 294,038 千円（財政融資資金（公共事業等（道路整備）、公営住宅建設事業）

※「返すより多く借りない」の達成状況

2,866,871 千円（借入額）

3,731,660 千円（元金償還額）

△864,789 千円（差）

○基金への積立て（主なもの）

615,076 千円（公共施設等管理基金：決算見込等により）

564,812 千円（ふるさと応援基金：ふるさと寄附）

180,237 千円（減債基金：地方交付税分（臨時財政対策債償還充当分）の積立て等により）

※基金残高（一般会計分） 23,154,227 千円